第1分科会

# 「会計事務システム化」をめざして

福島県公立小中学校事務研究会研究推進委員会 課題グループ

#### 1 はじめに

福島県公立小中学校事務研究会(以下県事務研)の「研究推進委員会」は、県事研が抱えている課題を専門に研究していく組織として、平成 17 年度総会において新設が承認され、平成 18 年度より活動を開始した。

義務教育は無償であるとされているが、各市町村がかかえる財政難により、公費は年々減少傾向にある。そのような状況下で、学校を動かしている予算は、公費ばかりでなく私費が大きなウェイトを占めるようになってきており、教材費や学級費などの学校徴収金が教育活動を進めるうえで必要不可欠なものになっている。

しかしながら、過去の県大会の発表からも明白であるように、学校徴収金は学校間で格差があり、 納入項目や納入金額など私費会計の内容に違いがある。また、学校徴収金の取り扱いについては標 準化されていない状況である。

これらの背景を受けて、県事務研研究推進委員会 課題グループ では、適正で透明性のある会計事務を進めるために、地教委や校長会・教頭会との連携のもと、私費会計の問題点を改善し標準化していく必要があると考えた。現在、「会計事務システム化の研究をとおして、新たな学校事務機能の研究を推進する」を活動目標に掲げ、事務処理手順や様式を標準化させ、会計事務のシステム化を図るため、研究活動を推進している。

#### 2 主題設定の理由

福島県事務研ビジョンでは、3つの学校事務職員をめざしている。その一つが『教育を推進する学校事務職員』であり、「学校の教育目標具現化のために唯一の行政職員の立場から積極的に学校経営に参画し、主体的に取り組む。」としている。めざす学校事務職員にせまるためには、具体的活動として、『事務処理手順や様式の標準化及び会計のシステム化の研究を推進することが必要である。』としている。

学校には、市町村費会計をはじめ、学校規模や学校の特殊性に応じ多くの会計が存在している。これらの会計は、どのような規則や規程に則り執行されているのであろうか。その中でも、特に学校徴収金は、私費ではあるが学校の教育活動に必要な経費であり、公費に準じた性格を有している。学校という公の施設において会計処理が行われる以上、公費同様の適切な事務処理を行わなければならない。全職員が統一した方法で会計の取り扱いをするために、学校全体で会計をシステム化し適正な執行ができるようになれば、学校会計の適正化・透明化が図られると共に、学校事務職員としての専門性を発揮し、リーダーシップがとれるのではないかと考えた。

現在、適正な会計処理は各学校にとって服務倫理委員会とも関わり、真っ先に取り組まなければならない喫緊の課題となっている。『事務処理手順や様式の標準化や会計のシステム化』は、学校事務職員自己評価項目の大きな一つとすることもでき、また、学校における学校事務職員の役割と学校運営に積極的に関わることの重要性が、学校の内外への理解につながるものと考える。

財務会計に関する研究や取り組みについては、県大会や夏期研修会をはじめ、多くの公的な場で も研究発表がなされており、支部独自の研究も進められている。しかし、全県的な標準化には至っ ていない。標準化の第一歩として、学校運営計画等の中に「学校徴収金等の取扱規程」や「会計事務の流れ」、さらに「チェック表」などを盛り込むことにより、会計事務の仕組みや相互チェックのあり方、適正な執行事務のあり方などの共有化を推進できるのではないか。さらに、校内における会計事務のシステム化を図っていくことにも繋がるだろうと考える。

中間発表として、私費会計における取扱規程や事務処理手順、さらに監査におけるチェック表などを提示し、研究協議を深めるための討議の柱と位置づけたい。参加される方々の意見などを今後の研究活動に活かし、会計事務のシステム化への足がかりとしていきたい。

### 3 研究経過

### (1) 市町村費会計について

市町村費会計においては、各市町村の財務規則や取扱要領等が定められているが、教育委員会から校長へ内部委任されている事務が、委任の内容を規定した規則や規程・要綱がないため、担当者が代わるなどにより取り扱いが変わってしまう場合がある。財務事務における教育委員会と学校の関係を改善するためには、学校財務取扱要綱を制定することが有効である。

チェック機能については、市町村の監査員による監査がなされているところもあるが、残念ながらすべての市町村で実施されているとは限らないのが現状である。

また、学校には、公費の他に学級費や教材費といった学校徴収金があり、公費と共に学校教育活動を支える重要な予算となっている。私費会計もまた、市町村費会計のように、規程や取扱要領、チェック機能としての内部・外部監査方法をきちんと定めておく必要があり、その点についても検証してみたい。

特に、校内において物品購入や支払いのルールを定めておくことは、適正な会計事務処理のために必要不可欠な事項である。ルール化より、公費・私費の負担区分をチェックすることもでき、さらに予算執行が適切にされているかどうかを把握することにも繋がると考えられる。

今までの県教委通知でも、「公金等を適正に処理するためには、学校におけるあらゆる会計は私的なものではないことを認識し、緊張感をもって公金等を取扱い、複数によるチェックで出納等を確認し、いつでも報告ができる状態にしておくことが求められる。」とされている。

- ・平成13年3月27日付け福島県教育長通知
- 「学校徴収金事務経理の適正化及び服務規律の厳正について」
- ・平成18年3月27日付け福島県教育長通知
- 「適正な学校経理事務の執行と教職員の含む規律保持の徹底について」
- ・平成18年3月27日付け福島県教育長通知
- 「不祥事防止のためのチェックシート」

# (2) 私費会計等について

学校では義務教育の無償を原則としながらも、実際には保護者から徴収している経費がある。 しかし、学校という場で徴収する以上、必要な時に必要なだけ集めればよいという訳ではない。 義務教育は、日本国憲法第26条により 本来無償とされており、学校管理に要する経費につい ては、学校教育法第5条により法令に特別の定めがあるものを除いて全額設置者が負担すること となっている。 しかし、現実には、学校予算は公費と私費から構成されている。これは、日本国憲法第26条の規定を具体化した教育基本法第4条と学校教育法第6条において、義務教育について授業料不徴収の規定が、義務教育無償の範囲については、一般的に授業料まででそれ以外は立法府の裁量に委ねられていると解釈されていること(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)に起因している。

また、学校予算の中で、建物の維持・修繕に要する経費については、地方財政法第27条の4により住民への負担転嫁が禁止されているので設置者が負担するのが明白となっている。しかし、それ以外の経費については、公費と私費の負担区分が明確になっていない。

学校には、教育活動上必要とされる経費として、公費の他に学級費や教材費といった保護者から集めている学校徴収金がある。この学校徴収金は、公費と共に学校教育活動を支える重要な性質を帯びており、その取り扱いについては、再三再四にわたり県教育長より通知・通達が出されている。この背景には、県内において不適正な処理が行われ、度重なる金銭事故等が発生していることに由来している。学校運営にかかる経費の透明化を図るため、公費と私費予算の情報公開を進めるとともに、教育の無償性の原則に立ち、学校諸費会計に係る金銭を本人または保護者から納入していただく場合には、その目的と金額、納入方法等について、保護者に対して事前に十分な周知・説明を行い、事後に報告を行わなければならない。

前述の通り、福島県事務研ビジョンでは、『教育を推進する学校事務職員』をめざしており、そのめざす学校事務職員にせまるためには、事務処理手順や様式の標準化及び会計のシステム化の研究を推進することが必要である。

会計事務の適正化のために、『全県下の学校において、会計事務システムは、基本的に同じ』という状態を作る必要があり、各会員が自校化できる「モデル案」を提案することにより、各校のシステム化づくりを支援できるものと考えた。

そのために、会計事務処理をするうえで基本的に必要な事項を整理し、それらを明示することによって、有効で効率的な会計事務システム化が促されると考えた。

モデル案として、次の5点について研究してきた。

校内における学校徴収金取扱規程等の作成

会計事務処理の手順の作成

会計チェック表の作成

校内会計年間事務システム(会計年間スケジュール表)の作成

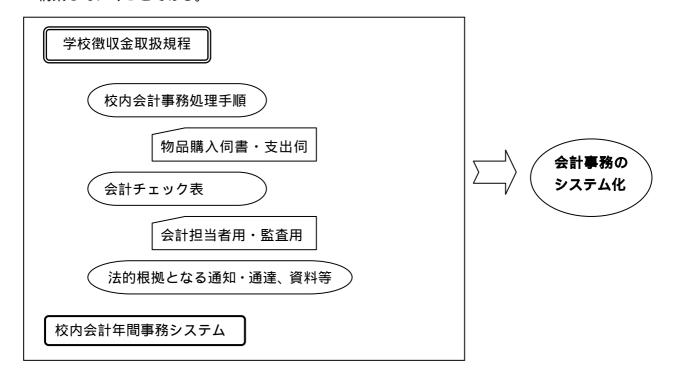
会計事務の法的根拠を裏付けるための通知・通達等及び資料の充実

「会計事務システム化」を図るためには、まだまだ内容が不足しているが、さらに時間をかけて 研究を推進し、充実させていきたい。

### 4 モデル案の説明

下表は、モデル案の構成図である。

モデル案を作成するうえで大切にしたことは、各自がすぐに自校化できるような内容を網羅し、 構築していくことである。



#### (1) モデル案作成に向けて

校内における学校徴収金取扱規程等の作成について

他県のみならず本県においても、学校徴収金取扱規程や取扱要領等が定められている市町村、または自校化している学校がある。標準化を図っていくための条件として、規程や取扱要領、 公費私費負担区分表、チェック機能はどうあればよいのかが、大きなポイントになる。

そして、すべての学校において、会計を執行していくための条件整備として、規程や取扱要領をきちんと定め、それに則った適正な事務処理をしていくことこそ、私たち学校事務職員がめざす会計事務システム化への第一歩であると考え、そのモデル案作成に取り組んだ。

#### 校内会計事務処理手順について

公費はもちろん、私費においても物品購入や支払いをするための処理手順(ルール)を定めておくことは、適正な会計事務処理のために必要不可欠である。ルール化により、公費・私費の負担区分をチェックすることができ、さらに予算が適切に執行されているかどうかを把握することにも繋がる。

### 「会計チェック表」について

学校経理事務については、日頃から、慎重かつ適正な事務処理及び管理体制が必要であることはいうまでもない。各校の金銭事故防止対策についても、服務倫理委員会をはじめ、さまざまな形で実施されている。しかし、収支決算報告をする際、毎回、担当者自身で会計事務の内容について、点検と反省をしているだろうか。会計簿等を作成するだけで、一つひとつの項目や内容について、十分チェックできていないのが現状ではないかと考える。

そこで、適正な会計事務を行うために自己点検と反省が常にできるようなチェック表を作成

した。

「会計担当者用」は、会計を担当する教員や事務職員用として作成した。会計簿や決算報告書を提出する際に、担当する会計内容について、自己チェックするためのものである。チェックをすることにより、会計担当者として会計事務を十分に理解し、適正な事務処理を推進することができる。また、管理職をはじめ、複数によるチェックを行うことで経理状況を把握し、間違い等を防ぐことができる。

「監査用」は、各会計の管理職等による内部監査、保護者や地域住民による外部監査などを行う際に使用する。簡単な項目や内容にとどめているので、それ以外の内容等については、特記事項欄を利用してチェックできるようになっている。今後ますます多様化する教育行政の中で、さらに適正で透明性のある会計執行を図らなければならない。校長や教頭、あるいは保護者、地域住民など複数によるチェック体制を築くことにより、適正な執行と説明責任を果たしていけるものと考える。

「会計チェック表」により1年間の会計全般を振り返り、学校組織マネジメントにおけるP-D-C-Aサイクルを十分に活かし、毎年同じ予算計画にならないよう学校目標にそった計画と改善に努めることは、予算の有効的活用に繋がると考える。

### (2) 「校内会計年間事務システム」について

現在私たちは、公費や私費の様々な会計事務を取り扱っている。各市町村財務規則等により会計の取扱方法も異なっているとはいえ、教職員に対し、学校予算についての情報提供や財務会計への理解を深めていく努力は、学校事務職員として必要最少限なことであると考える。

そこで、研究を進めている中で、どの学校でも行えるような内容を一覧表の型式にまとめた「校内会計年間事務システム」の作成を試みた。この「校内会計年間事務システム」は、上記(1)の

~ の内容はもちろんのこと、年間会計に関する内容を網羅することにより、自校化で活用できるものに改善していただきたいという願いを込めて作成に取り組んだものである。

今、何をすればいいのか、何をすべき時期なのかについて分かるように、月ごとに項目を提示 することで、計画的に仕事が進められるようにした。

また、各実施内容に対応した様式について例示し、それらの記入例も作成した。これらの様式 を、自分の学校に合った内容に変更すれば、すぐに活用できるし、自分なりに工夫をこらした様 式に変更することも可能である。

さらに、各項目・内容等についての法的根拠が理解できるような資料や、それらに関連する内容の資料等を盛り込んだ。このことにより、財務会計事務が法的根拠に基づいて成り立っていることを十分に理解し、また再認識していただきたいとも考えた。

この「校内会計年間事務システム」には、一例としての事務処理内容を掲載してみた。それぞれの市町村費会計における年間事務処理計画や、各校の学校徴収金計画に沿った年間計画を網羅することにより、活用の幅がさらに広がるものと考える。

# 5 終わりに

厳しい市町村財政状況の中で、納税者の行政への参加意識が高まっている。学校における教育目標達成のための予算執行に対する関心も、今後いやおうなく高まっていくと考えられる。これからの学校づくりを考えたとき、学校が保護者や地域との信頼関係を築いていくことが重要である。学校全体の会計事務の総括を担う学校事務職員として、学校予算の管理運営や会計事務のシステム化をとおして、積極的に学校経営に参画し、効果的な予算執行を行い、「特色ある学校づくり」のため

に教育条件整備に取り組まなければならない。

今後、学校評価の観点から、適正で透明性のある会計事務を行い、費用対効果をあわせて示していく方向性が必要になってくる。この分科会に参加した会員からいただいた貴重なご意見や要望等を参考にしながら、次回の発表に向け、さらなる研究活動を推進していきたい。

また、この会計事務のシステム化は、学校事務職員だけでは実行できない面も多く、標準化を進めるうえで、校内組織はもちろんのこと、校長会や教頭会をはじめ他の教育諸団体との有機的連携を図っていくことが大切である。

参考文献・資料:「学校徴収金会計の取扱基準」(いわき市教育委員会)

「実践・学校財務読本」(教育開発研究所)

「学校会計システムの確立」(学事出版)

「学校での予算制度と財務のポイント」(学事出版)